処 分 基 準

B-r-5 令和6年4月1日作成

法 令 名: 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項: 第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項

処分の概要:自動車の使用制限命令

原権者(委任先): 愛知県公安委員会

法令の定め:

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
 - ・第19条第1項の規定により読み替えて適用される
- 道路交通法
 - ・第75条第1項(自動車の使用者の義務)
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
 - ・第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第 26 条の 6 (自動車の使用の制限の基準)

処 分 基 準: 別紙のとおり

問い合わせ先:

最高速度違反、過積載、過労運転の下命容認に係る使用制限 愛知県警察本部交通指導課指導企画係

電話(052)951-1611 内線5125

放置行為の下命容認に係る使用制限愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター滞納処分係

電話 (052) 951-1611 内線 793-234

備 考: